破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５８０号
埼玉県川口市西川口４丁目19番23―1201号　ウイルローズ川口
破産者　五十嵐　卓
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２１０号
静岡県御前崎市佐倉4796番地の１　Ａ．ＰＳｔａｂｌｅⅠ―205号、旧住所静岡県榛原郡吉田町川尻3049番地の91
破産者　木村　健一
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
静岡県藤枝市音羽町６丁目２番地の６、旧住所静岡県焼津市東小川２丁目13番地の５
破産者　小林　松美
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７３２号
兵庫県尼崎市西本町１丁目26番地
破産者　由木　律子
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目228番地２県住52号、旧住所鳥取県岩美郡岩美町大字浦富791番地１
破産者　山口　仲子
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０３号
福岡県飯塚市忠隈204番地８
破産者　岩下　栄治
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第４５号
鹿児島県指宿市湯の浜４丁目19番11号　王国寮104、破産手続開始決定時の住所鹿児島県指宿市池田1796番地
破産者　南　　吉行
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成３０年（フ）第７号
鹿児島県南九州市川辺町田部田3358番地１　ロイヤルハイツ川辺403号
破産者　加治　達春
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３９５号
盛岡市月が丘２丁目６番13号
破産者　野田　有子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２５１号
茨城県下妻市砂沼新田52番地３　サンレイク青木Ｃ棟201号室、前住所茨城県下妻市長塚140番地18　コーポ砂沼ＳＲ１号室
破産者　若柳　敬樹
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成３０年（フ）第１２１号
神奈川県大和市上和田2412番地　上和田団地２－５－406
破産者　房前　　弘（旧姓岩井）
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７号
愛知県高浜市春日町１丁目２番地１　県営赤松住宅６棟304号、前住所愛知県西尾市平坂町梨子山17番地５　エスポワール平坂201号室
破産者　はる歌こと　佐志　歌子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２２５号
高知県香美市土佐山田町山田168番地２
破産者　谷川由美子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第３５０号
高知市東秦泉寺245番地４　メゾンプランタン201号
破産者　森本　典子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所破産係

平成３０年（フ）第８号
熊本県菊池郡菊陽町大字原水5587　社会医療法人芳和会菊陽病院、住民票上の住所熊本市東区錦ケ丘９番９―403号　錦ケ丘マンション
破産者　西之原悦子
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第４２４号
宮崎市祇園３丁目71番地　ラフィーナサイト２―108号、前住所宮崎市生目台東３丁目19番地１　県営住宅10棟10号
破産者　中武　宏彰
1　決定年月日　平成30年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２９年（フ）第５８６号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目600番地１　アルテミスＢ101
破産者　井上　一成
1　決定年月日　平成30年４月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係